

# マイナンバー

## 〈社会保障・税番号制度〉が始まります！

### その4

今年10月から、住民票を有する  
全ての方に12桁のマイナンバー  
(個人番号)が通知されます。



### 情報提供等記録開示システム 主要3業務(イメージ)



<b>情報提供等記録表示業務</b>
自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのかを確認する機能 (附則第6条第5項)
<b>自己情報表示業務</b>
行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能 (附則第6条第6項第1号)
<b>お知らせ情報表示業務</b>
一人ひとりに合った行政機関などからお知らせを表示する機能 (附則第6条第6項第2号)

今回は、「情報提供等記録開示システム(マイナンバーポータル)」、「法人番号」について説明いたします。

**情報提供等記録開示システム(マイナンバーポータル)とは?**

マイナンバーを使って自分の個人情報などのようにやりとりされているか確認できるシステムのことで、平成29年1月より稼働予定です。情報提供等記録開示システムの機能の詳細はマイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できる機能のほか、以下のような機能が入る予定です。

- 行政機関などが持っている自分の個人情報の内容を確認できる機能
- 行政機関などから一人ひとりに合った行政サービスなどのお知らせが来る機能
- 行政機関などへの手続を電子的に一度で済ませることができる機能



### 法人番号とは?

平成27年10月から、株式会社や有限会社といった設立の登記をした法人などに通知される13桁の番号のことです。

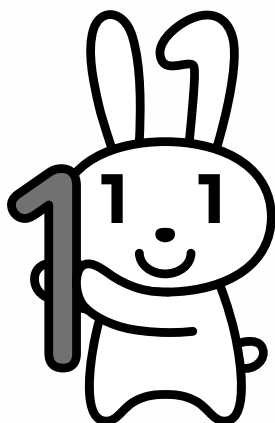
法人番号を使うとインターネット上に公表される情報(名称、所在地、法人番号)は随時更新され、データダウンロードが可能となります。その結果、

- ① 法人番号をキーにして、法人の名称や所在地の確認が容易になります。
- ② 鮮度の高い名称・所在地情報を手で取り、取引先情報の登録や更新が効率化します。
- ③ 複数部署で異なるコードを使用している場合、取引先情報に法人番号を追加すれば、情報の集約や名寄せ作業が効率化します。



法人番号には3つのポイントがあります。

- ① 1法人1番号のみ  
法人の支店、事業所など、及び個人事業者の方には指定されません。
- ② 登記上の所在地に通知書をお届けします  
所在地変更の登記手続きをお忘れなく。
- ③ どなたでも自由に利用できます。



### 問合先

○企画課 情報政策担当

○国のHPアドレス…<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangosaido/index.html>

○マイナンバーのコールセンター

☎ 0570(20)0178